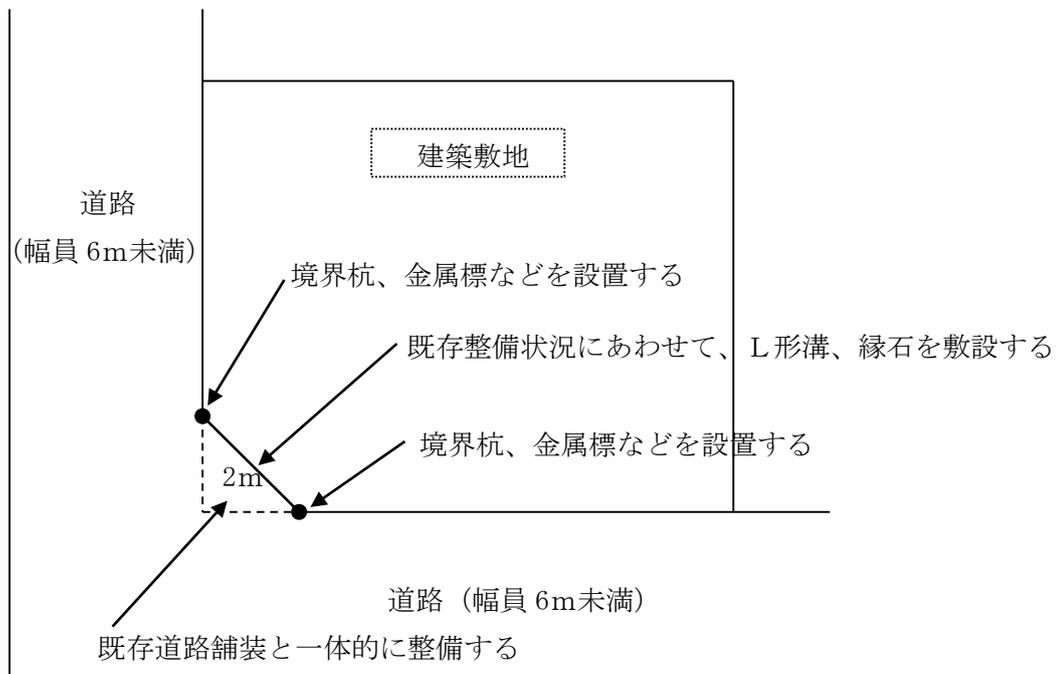


安全条例	隅切り
	安第2条第1項

### 隅切り部分を建築敷地に含まない場合の角地

隅切り部分を建築敷地に含まない場合に角地として扱う条件は以下の通りとする。

- ① 建築確認通知時まで下図のように整備すること。ただし、先行して工事することが不可能な場合等は、完了検査時まで整備すること。
- ② 隅切り整備後は、道路として一般の交通に供し、通行上支障のないようにすること。



#### 【努力規定】

- ・公道の場合は隅切り整備後に可能な限り、寄付または私有地使用承諾書により道路区域に編入する
- ・隅切り整備後は可能な限り、分筆して公衆用道路に地目を変更する
- ・細街路整備助成対象の場合は、助成事業を活用して整備する

技術的助言等	
参考資料等	